

議案第 83 号

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正について

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 26 日提出

北名古屋市長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、市の道路占用料の改定に準じ、法定外公共物に係る使用料を改定するため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市法定外公共物の管理に関する条例（平成18年北名古屋市条例第137号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第7条関係）

区分		単位	使用料 (単位：円)
第1種電柱		1本1年につき	990
第2種電柱			1,500
第3種電柱			2,000
第1種電話柱			880
第2種電話柱			1,400
第3種電話柱			1,900
その他の柱類			88
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートル1年につき	9
地下に設ける電線その他の線類			5
地下埋設管	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	37
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		53
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		79
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		110

	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			160
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			210
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			370
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			530
	外径が1メートル以上のもの			1,100
自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1メートル1年につき	5
		その他のもの	長さ1メートル1年につき	18
	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1本1年につき	1,400

その他のもの	上空に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	880
	地下に設けるもの	使用面積1平方メートル1年につき	530
その他のもの		使用面積1平方メートル1年につき	1,800
工事用施設及び工事用材料		使用面積1平方メートル1月につき	220
その他の目的による使用		使用面積1平方メートル1月につき	180

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。